

報告第36号

専決処分の報告について《消防団消防ポンプ自動車物損事故（R3.10.3 網野町島津）に係る損害賠償額の決定》

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別記のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和3年11月26日提出

京丹後市長 中山 泰

(別記)

専決第30号

専決処分書

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和3年11月12日

京丹後市長 中山 泰

損害賠償の額の決定について

京丹後市網野町島津地内において発生した物損事故により、相手方に損害を与えたので、損害賠償の額を次のとおり決定する。

1 事故の概要

令和3年10月3日、消防団火災想定訓練に参加していた消防団員が、網野町島津地内の府道脇に車両を停車させる際、道路脇の縁石と車両を接触させ、縁石に設置されていた反射鏡を破損させる損害を与えたもの。

2 損害賠償の額 28,600円

3 損害賠償の相手方 丹後土木事務所